

## 【令和2年度2月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R3.2.19)

まず、令和2年度伊丹市一般会計補正予算（第13号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響などを受け減収が見込まれる、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税及び地方消費税交付金についての減額を、また、減収に係る補てんとして、減収補てん債の発行などについて所要の措置を講じようとするとともに、国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、市民の安全・安心に資する事業を追加するほか、12月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、地方交付税、国庫支出金、寄附金並びに市債等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向け、集団接種会場や医療従事者の確保、及び必要な備品等を購入するとともに、学校における感染拡大のリスクを最小限にするため、感染症対策用品や学習支援用教材等を購入するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている病院事業会計、及び交通事業会計に対する支援など、新型コロナウイルス感染症への対応策に係る経費等を措置しようとするものであります。

また、文化会館、及び音楽ホールの安全で快適な利用環境を維持するため、空調設備や外壁の改修工事を実施するとともに、老朽化が著しい荒牧トンネルについて、歩行者、及び車両通行の安全で快適な環境を確保するための拡幅工事を実施するほか、小中学校における快適な教育環境を整備するため、老朽化した空調設備の更新を行うなど、国の経済対策に係る有利な財源を積極的に活用し、事業を実施しようとするものであります。

その他、障害福祉サービスの利用が増加したことなどによる障害福祉費の追加や、ふるさと寄附等を各特定目的基金へ積立てるほか、今年度当初より実施してまいりました「新型コロナウイルス感染症への緊急対応策」に係る事業費について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当するための財源更正

等について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ9億5,104万5,000円を追加し、その総額を1,064億9,215万円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、橋りょう維持補修事業のほか19事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の地方債の補正では、高等学校施設整備事業の実施、及び減収補てん債の発行に伴う、地方債の追加を、また、文化施設等整備事業ほか6事業の実施、及び臨時財政対策債の発行額の減に伴う、地方債の変更の措置を、それぞれ講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、保険基盤安定制度繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの額の確定に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により患者数が減少し、収益減となったことについて、国、及び兵庫県の新型コロナウイルス感染症包括支援交付金関係の補助金、並びに一般会計からの減収支援のための補助金により医療提供体制の強化を図るための所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第4号 令和2年度伊丹市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和元年度老朽管更新事業、及び重要給水施設配水管耐震化事業に伴う国庫補助金における消費税分の返還について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、国の補正予算に対応する防災・安全社会資本整備事業として、<sup>かんきよ</sup>管渠及びポンプ場の長寿命化対策について、国庫補助金、及び企業債を財源として、所要の措置を講じるとともに、資本費平準化債の早期借入に伴う企業債償還金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和2年度伊丹市交通事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、「業務の予定量」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定していた業務量に差異が生じることとなったことから、それぞれ改めるとともに、「収益的収入および支出」予算について、運賃収入の減に伴い「営業収益」を減額する一方、当該感染症の影響による減収のうち、経営努力では補えない部分について、ダイヤでの運行を継続するために要した経費に対して、一般会計から新たに補助金を繰り入れることとなったことから、「営業外収益」を増額するほか、職員給与費、及び軽油費の減、消費税、及び地方消費税納税額の減、更には乗合車両売却損の減に対応するため、「営業費用」、「営業外費用」及び「特別損失」をそれぞれ減額する等、所要の措置を講じようとするものであります。

また、「資本的収入および支出」予算について、当初予定しておりました大型乗合車両6両の更新を取り止めたことに伴い、「建設改良費」支出を減額するとともに、それらの財源として予定しておりました「企業債」及び「他会計補助金」収入を減額するほか、財務基盤の強化を図るため一般会計から出資を受けることとなったことから、収入に「出資金」を加える等、所要の措置を講じようとするものであります。